

## 彦根市職員用端末広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、彦根市において日常の事務に使用する電子計算機（一般行政事務を行う全ての本市職員に配付される電子計算機。以下「職員用端末」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、彦根市広告掲載要綱（平成23年彦根市告示第151号。以下「要綱」という。）および彦根市広告掲載基準（平成23年8月18日施行。以下「広告掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 自らの広告を自ら掲載しようとする者および他者の広告を代理し掲載しようとする者をいう。
- (2) ログオン 職員用端末に個人識別符号およびパスワードを入力することにより、当該端末を利用可能な状態にすることをいう。

(広告の掲載場所、表示頻度および表示時間)

第3条 広告の掲載場所および表示頻度等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所は、職員用端末のログオン時に表示される画面とする。
- (2) ログオン時の表示は、広告（最大4画面）のうち1つをログオン時ごとに乱数により選択し表示する。表示されなかった画面は、職員用端末利用者の操作により任意に切り替えて表示することができるものとする。表示時間は、職員用端末の利用者が画面を閉じる操作を行うまでの間とする。

(広告の種類および範囲)

第4条 職員用端末に掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、その掲載基準は告示等に定めるもののほか、消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令に違反する人材募集の広告
- (2) 将来の利益が確実である、もしくは保証されているかのような誤解を与える表現、安全・確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおる表現等を含む投機の商品ならびに出資者および出資金の募集の広告

(広告の規格および制限事項等)

第5条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地 600 ピクセル

- (2) 左右 800 ピクセル
- (3) 300 キロバイト以内
- (4) J P E G形式

2 広告の掲載位置は、市長が決定する。

(掲載料金)

第 6 条 広告の掲載料金は、1 枠当たり月額 10,000 円とする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告掲載期間は、1 月とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日または 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、別に市長が定める。

(広告の申込み)

第 8 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、彦根市職員用端末広告掲載申込書（別記様式第 1 号。第 9 条において「申込書」という。）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、1 月につき 1 枠限りとする。

(掲載の募集)

第 9 条 広告掲載の募集は、毎年 2 月に次年度分の広告を彦根市ホームページおよび広報ひこねにより行うものとする。

2 年度途中で掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(掲載決定等)

第 10 条 市長は、第 8 条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、彦根市職員用端末広告掲載許可（不許可）決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 広告掲載可否の決定は、申請者が多数の場合は、先着順とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(広告原稿の作成および提出)

第 11 条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

(掲載料金の納入)

第 12 条 広告主は、前条の規定による掲載決定後、市の指定する期日までに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第 13 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第 14 条 広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(2) 広告主または広告内容が不相当と判断した場合

(3) 市長が第 10 条第 3 項の規定による広告内容の修正を求めた場合において、市長が指定した日までに広告原稿が提出されない場合

(4) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

2 市は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料金が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に還付しない。ただし、複数月の広告掲載料金を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料金を還付する。

(広告掲載の中止)

第 16 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により市に申し出なければならない。

3 市は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料金が納付されているときは、納付済みの広告掲載料金を広告主に還付しない。ただし、複数月の広告掲載料金を納付している場合は、申出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料金を還付する。

(広告の変更)

第 17 条 広告主は、広告の内容を、1 箇月に 1 回を最大頻度として変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ市に協議するものとし、第 4 条および第 5 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。